

社会福祉施設等施設長・管理者 様

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染が疑われる者又は感染した者が
発生した場合の対応について (一部改正)

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

施設の利用者、職員等に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応については、厚生労働省の令和2年4月7日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染防止拡大のための留意点について (その2)」をより読みやすいように、当室で書き換えた「新型コロナウイルス感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応について」(令和2年4月30日付け岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長事務連絡)にて、お示ししてきたところです。

先般通知した、令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染防止拡大のための留意点について (その2) (一部改正)」が発出されたことに伴い、上記県指導監査室長事務連絡の別紙を改訂したものをお送りします。

次の点に留意の上、あらかじめ熟読いただくようお願いします。

記

- ・ 「入所・居住系」、「通所・短期入所」、「居宅訪問」の3種類につき、それぞれ、「疑い事案発生時」及び「感染者発生時」の2パターンがあります。計6種類の中から、該当するものを確認してください。
- ・ 別紙の下線部が、前回からの変更点です。主な変更点は次のとおりです。
 - ①感染が疑われる者の定義から発熱の日数等が削られ、該当する者が拡大しました。
 - ②感染が疑われる者が発生した場合に、重症化リスクが高い高齢者等以外の者であっても、はじめから医療機関に電話相談できることとされました。
- ・ 別紙は、感染(が疑われる)者の発生時に、スムーズな対応が行えるよう作成したものです。そのため、国の事務連絡に今回追加された、面会や外出に関する部分は、別紙に含めていません。
- ・ 通常、感染症の発生については、集団感染の発生や死亡者が発生したような重大事案が発生した場合にのみ指定権者への報告を求めています。新型コロナウイルス感染症については、「感染が疑われる者」が発生した時点で報告することとされています。
- ・ 別紙は、全職員で内容を理解するとともに、備え置く場所を周知しておいてください。
- ・ 指定権者、保険者/支給決定市町村、受診・相談センター等、必要となる連絡先はあらかじめ調べておいてください。